

有効期間 10年(令和17年12月31日まで)

令和7年12月18日

各 部 長 ・ 参 事 官
各 所 属 長 様

警 察 本 部 長
(交 通 規 制 課)

警察署長の行う駐車許可の事務取扱要領について (通達)

警察署長の行う駐車許可の事務取扱いについては、「警察署長の行う駐車許可の事務取扱要領について」(令和7年6月26日付け本部長通達。以下「通達」という。)により行っているところであるが、この度、広島県道路交通法施行細則(昭和35年広島県公安委員会規則第15号。)が改正され、令和7年12月15日から運用開始された警察行政手続オンライン化システムで申請を受理した駐車許可証についての複製の禁止及び掲示方法の変更に伴い、見出しの要領を別添のとおり改正し、施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、改正前の通達は本通達の発出をもって廃止する。

(本件担当 保管場所管理係
警 電 [REDACTED])

別添

警察署長の行う駐車許可の事務取扱要領

第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第45条第1項ただし書及び第49条の5並びに同法に基づいた広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号。以下「細則」という。）第6条に規定する駐車禁止場所又は時間制限駐車区間における警察署長の駐車許可（以下「駐車許可」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 細則における用語の意義

細則第6条における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 「駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯」とは、交通管理者である所轄警察署長（以下「署長」という。）が交通の危険性又は交通の阻害性があると認めた時間帯をいい、ここにいう危険性又は阻害性については具体的なものではなく抽象的なもので足りる。
- 2 「駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間」とは、当該用務に付随する貨物の積卸し、貨物の集配、伝票の受取り等に要する時間をいい、当該用務以外の営業行為等は含まない。
- 3 「駐車禁止の規制のみが実施されている場所」とは、広島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が法第4条の規定に基づき道路標識等を設置して駐車を禁止した道路の部分の部分をいい、法第44条第1項の駐停車を禁止する場所及び法第75条の8の駐停車禁止場所は含まない。ただし、駐車禁止規制が実施されている道路であっても、法第45条第2項に規定する無余地となる場所は含まない。また、法第45条第1項各号に規定する法定の駐車禁止場所においては放置駐車となる場合は含まない。
- 4 「駐車により交通に危険が生じ、又は交通を著しく阻害する場所」とは、交通管理者である署長が交通の危険性又は交通の阻害性があると認めた場所をいい、ここにいう危険性又は阻害性については具体的なものではなく抽象的なもので足りる。
- 5 「公共交通機関等の当該車両以外の交通手段」とは、JR、バス、電車等の公共交通機関を用いた交通手段のほか、当該車両以外の車両を使用した交通手段をいう。
- 6 「5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法」とは、駐車に至らない法第47条第1項に規定する停車等をいう。
- 7 「路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること」とは、駐車許可の申請時間において当該車両を収容することが可能な路外、路上駐車場がない場合及び駐車禁止規制が行われていない道路がない場合をいう。

この場合において、路外及び路上駐車場は有料、無料の別を問わない。また、駐車禁止規制が行われていない道路とは、駐車禁止規制が行われていない道路、当該申請に係る車両が駐車することが可能な車種を限定した駐車禁止規制が行われている道路、駐車禁止規制場所における法第 47 条第 3 項に規定する路側帯内の駐車が可能な道路等をいう。

- 8 「重量若しくは長大な貨物」とは、分割できない貨物で、かつ、1 名で又は台車により搬送することができない貨物をいう。

なお、精密機械等その貨物の性質等から、目的地の直近に駐車し当該貨物を積み卸す必要が認められる場合や分割できる貨物であっても引越等多量な荷物の積卸しと認められる場合においては、重量若しくは長大な貨物に準ずるものとする。

また、「身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送」とは、介護保険法に規定するデイケアサービス等において行う被介護者の入所等、被搬送者の個別の事情により移動が困難であるため、その搬送等目的地の直近に駐車する必要が認められる場合のことをいう。

- 9 「当該用務先からおおむね 100 メートル以内」とは、原則、当該用務先から直線距離で 100 メートル以内の範囲をいう。

- 10 「当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する」とは、当該駐車により、他の車両が当該時間制限駐車区間の駐車枠に駐車することが困難である場合、同区間に駐車中の他の車両が駐車枠から出ることが困難な場合、同区間の案内看板等の視認性が妨げられる場合、パーキング・チケット発給機器の利用が困難な場合等をいう。

- 11 「当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務」とは、目的地の直近に駐車せざるを得ない用務で、かつ、引越等多量な荷物の積卸し等、当該貨物の積卸しが長時間に及ぶものをいう。

- 12 「当該駐車に係る行為が、日時、場所及び用務の特定された駐車許可の申請であって、複数の場所に連続的に駐車することとなるものについては、次に掲げる要件をすべて充足する場合」の項における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「車両が同一」とは、同一の自動車登録番号又は車両番号の車両をいう。
- (2) 「駐車に係る用務が同一」とは、貨物の積卸し用務、介護保険法に規定する介護用務、緊急検体の搬送用務、在宅酸素保守点検用務、税の徴収用務等の用務をいう。
- (3) 「同一時間に同一場所に駐車する行為」における「同一時間」とは、前 2 の駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間をいい、1 日数回に及ぶ時間を含む。

なお、ここにいう必要な時間とは、長期間に及ぶ包括許可の性格上、用務の所要時間に一定の時間幅を加えた時間を含む。ただし、この場合においても用務の所要時間は特定される。

「同一場所」とは、道路上の特定された場所をいう。ただし、長期間に及ぶ包括許可の性格上、当該車両の前後に余地を持たせた範囲を特定した場所も含む。

第3 駐車許可の対象とする道路

1 法第45条第1項の規定による駐車許可（駐車禁止場所における駐車許可）

公安委員会が法第4条の規定に基づき道路標識等を設置して駐車を禁止した道路の部分。ただし、法第45条第2項に規定する無余地となる場所を除く。

なお、法第45条第1項各号に規定する法定の駐車禁止場所においては、放置駐車とならない駐車については許可対象とする。

2 法第49条の5の規定による駐車許可（時間制限駐車区間規制における駐車許可）

公安委員会が法第4条の規定に基づき道路標識等を設置して時間制限駐車区間規制をした道路の部分

第4 駐車許可の要件

駐車許可の要件については、細則第6条に示されているとおりであり、駐車禁止場所及び時間制限駐車区間規制における駐車許可について、申請日時、申請場所、駐車に係る用務、及び駐車可能な場所について次に示す要件をすべて満たしていること。

1 法第45条第1項の規定による駐車許可（駐車禁止場所における駐車許可）

法第45条第1項の規定による署長の駐車許可は、車両の駐車が次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

(1) 申請日時が、次のいずれにも該当すること。

ア 駐車（許可に条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車。次号において同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。

イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

(2) 申請場所が、次のいずれにも該当すること。

ア 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第45条に基づく駐車禁止の規制のみが実施されている場所（法第45条第2項の規定に基づく無余地となる場所及び放置駐車となる場合にあっては同条第1項各号に掲げる場所を除く。）であること。

イ 駐車により交通に危険が生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

(3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当すること。

ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

イ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ウ 法第 77 条第 1 項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

(4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。

ア 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

イ その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね 100 メートル以内

2 法第 49 条の 5 の規定による駐車許可（時間制限駐車区間規制における駐車許可）

法第 49 条の 5 の規定による署長の駐車許可は、当該駐車が次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

(1) 申請日時については、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えるものでないこと。

(2) 申請の場所及び方法が、次のいずれにも該当すること。

ア 場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。

イ 方法については、当該方法で駐車することにより、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。

(3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当すること。

ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

イ 当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ウ 法第 77 条第 1 項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

(4) 駐車可能な場所について、前項第 4 号に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。

第 5 駐車許可の申請等

1 申請者

駐車許可の申請者は、個人の場合は許可を受けようとする許可対象車両の運転者又はその委託を受けた者、事業所等の場合はその代表者又は委託を受けた者とする。

申請及び届出は、原則、申請者が行うこととするが、申請者が法人の場合で当該法人の内部規定により申請に係る駐車の業務管理等の権限を法人代表者から下位の機関、部署等に付与している場合の申請者は、当該下位の機関、部署等の代表者とすることができる。

2 駐車許可の件数

駐車許可は、駐車する車両ごとに、1箇所（場所）及び時間帯における駐車行為（以下「一駐車行為」という。）に対して個別に許可するものとする。

ただし、日時、場所及び用務の特定された駐車許可の申請であって、複数の場所に連続的に駐車することとなるものについては、次に掲げる要件を全て充足する場合に限り、包括して1件の申請により行うことができる。

また、用務の性質上、許可を受けようとする駐車場所が、複数の警察署の管轄区域にわたるときは、そのいずれかの警察署の署長に提出すれば足りるものとし、申請の受理や駐車許可証の交付を一の警察署で一括して行うものとする。

- (1) 車両が同一であること。
- (2) 駐車に係る用務が同一であること。
- (3) 同一時間に同一場所に駐車する行為であること。

3 申請の時期

駐車許可の申請時期は、申請者において許可に係る所要日数を考慮してその都度申請させるものとする。ただし、包括的駐車行為における申請で、現に許可している駐車許可の継続的申請については、現許可の許可期間満了日の1月前から申請することができる。

また、申請する駐車場所が複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合について、申請の受理や許可証の交付を一の警察署で一括して行うときは、申請期限は原則として1週間前とすること。

4 申請書類及び提出先等

駐車許可の申請のほか、記載事項変更、再交付及び返納における申請書様式等については下表のとおりとする。

種別	様式・部数	添付書類・部数	提出先
許可申請 （一駐車行為）	駐車許可申請書 （細則別記様式第6号） 2部	別表第1のとおり 2部	駐車場所を管轄する警察署（分庁舎を含む。） 包括的駐車行為に対する駐車許可において駐車場所が複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合は、一の警察署に申請を行う。
許可申請 （包括的駐車行為）	駐車許可申請書 （細則別記様式第6号） 2部		
記載事項変更	駐車許可証記載事項変更届 （様式第1号） 2部	別表第2のとおり 2部	
再交付	駐車許可証再交付申請書 （様式第2号） 2部	別表第2のとおり 2部	駐車許可証を交付された警察署
返納	駐車許可証返納届出書 （様式第3号） 1部	別表第2のとおり 1部	県内全ての警察署（分庁舎を含む。）

5 「警察行政手続オンライン化システム」による申請

上記4の申請種別のうち、許可申請（一駐車行為及び包括的駐車行為）及び再交付申請、記載事項変更については、警察庁が構築した「警察行政手続オンライン化システム」により申請することができる。これにより申請される許可の事務処理要領は別の定めによるものとする。

6 駐車日時等を追加する場合の措置

許可期間内に駐車日時又は場所（その双方である場合を含む。以下「駐車日時等」という。）を追加するための申請については、許可された駐車日時等を含む全ての駐車日時等を記載した添付書類を新たに作成し、提出を求めるのではなく、追加する駐車日時等に係る書面を申請書に添付することで差し支えないこととする。

7 駐車許可の期間等

(1) 一駐車行為

一駐車行為に対する許可の期間、場所は、申請に係る日時、場所に限り許可するものとする。

(2) 包括的駐車行為

包括的駐車行為に対する許可の期間、場所は、申請に係る複数の場所、日時を特定して許可するものとする。この場合における許可の期間は、許可の有効期間中に当該許可対象の道路車線の減少その他の道路環境の変化が生じることが合理的に予想される場合や、当該用務が短期間である場合等の例外的な場合を除き、原則として1年以上とする。

第6 駐車許可の手続等

1 審査

署長は、駐車許可の申請を受理したときは、次により駐車許可の適否について審査するものとする。

なお、駐車許可の是非は、当該申請に係る場所が駐車規制のみが行われている道路の部分にあることを確認の上、当該駐車に係る特別の事情への配慮の必要性と駐車規制の必要性とを比較衡量することにより決するべきものであることから、駐車許可の申請に対しては、駐車の日時、場所、用務その他当該場所に駐車せざるを得ない特別な事情について適切な審査を行うものとする。

(1) 法第45条第1項の規定による駐車許可（駐車禁止場所における駐車許可）

ア 申請書の記載事項及び添付書類が形式的要件を具備していること。

イ 申請に係る日時、場所、用務等が上記第4の1に示す要件に該当すること。

(2) 法第49条の5の規定による駐車許可（時間制限駐車区間規制における駐車許可）

ア 申請書の記載事項及び添付書類が形式的要件を具備していること。

イ 申請に係る日時、場所、用務等が上記第4の2に示す要件に該当すること。

(3) 包括的駐車行為に対する許可

前(1)又は(2)の審査事項以外に、上記第5の2に示す要件に該当すること。

2 許可証の交付

(1) 許可条件

署長は、審査の結果、駐車許可を行う場合は、駐車許可証（細則別記様式第6号）を申請者に交付するものとする。

なお、駐車許可を行う場合において、駐車の日時又は場所により、交通の危険又は交通の妨害を防止するための必要な条件を付することができる。

この場合において、駐車許可証と当該条件を記載した書面を別葉とする際は、署長公印により契印するものとする。

(2) 標準処理期間

駐車許可の申請を受理してから駐車許可証を交付するまでの標準処理期間は、受理日を含めて3日以内（土曜、日曜、休日及び年末年始の休日は含まない。）とする。

また、駐車許可の申請場所が複数の警察署にまたがる場合の標準処理期間は、受理日を含めて1週間以内（土曜、日曜、休日及び年末年始の休日は含まない。）とする。

(3) 指導

署長は、許可証交付時、申請者に対して次の事項を指導すること。

ア 許可証は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示すること。

イ 許可証を掲示するときは、許可証の記載内容（番号標に表示されている番号、許可を受けようとする日時・期間、許可を受けようとする場所、許可を受けようとする理由、許可年月日及び許可した警察署長名）を明示すること。

ウ 現場において警察官の指示があった場合は、これに従うこと。

エ 許可証に記載された事項及び条件を遵守すること。

オ 許可証に記載された事項に変更がある場合は、速やかに駐車許可証記載事項変更届により記載事項変更届出を行うこと。

カ 許可証を亡失、汚損又は破損したときは、速やかに駐車許可証再交付申請書により再交付申請を行うこと。

キ 許可証の許可期間内に許可証が必要なくなったとき又は許可証の再交付後に亡失した許可証を発見等したときは、当該許可証を速やかに駐車許可証返納届出書により返納すること。

3 補正

署長は、駐車許可の申請について前1の規定に基づいた審査をした結果、不備等を認めた場合は、当該申請者に対し、その不備等を改めるよう補正を求めることができる。

4 不許可処分

署長は、駐車許可の申請について前1の規定に基づいた審査をした結果、上記第6の1の要件に該当しない事項、その他不備等を認めた場合は、当該申請者に対し申請内容を改めるよう指導することができる。

なお、署長は、申請者が当該指導に従わないときは、当該申請を不許可とする

ことができる。

不許可の通知にあつては様式4号に定める駐車許可申請不許可通知書をもって申請者に通知するものとするが、申請者が同通知書の受領を拒んだときは口頭により同通知書の内容を告知すること。

5 その他の申請等の手続

(1) 駐車許可証記載事項変更届出

ア 変更内容

駐車許可証における記載事項変更箇所については、駐車する車両の変更に限る。ただし、車両の変更にあつては車体の大きさが現許可の車両と概ね同一又は小さいものに限る。

イ 変更手続き

署長は、駐車許可証記載事項変更届出を受理したときは、添付書類により当該申請が駐車する車両の変更に係るものか審査した上で当該変更内容を許可証に変更記載し、変更箇所には署長公印を押印し、当該変更届を許可書末尾に添付するものとする。

なお、この手続における交付所要日数は、原則、即日とする。

(2) 駐車許可証再交付申請

署長は、駐車許可証再交付申請を受理したときは、駐車許可証再交付申請書に記載された当該申請に係る許可の有効期間、記載事項等が現に許可している内容との相違について審査した上で、当該再交付申請書添付の駐車許可証に署長公印を押印するとともに当該再交付の駐車許可証の右上余白に「再交付」と朱書きし、当該再交付申請書を許可書末尾に添付するものとする。

なお、この手続における交付所要日数は、前2(2)と同じものとする。

(3) 駐車許可証返納届

署長は、駐車許可証返納届を受理したときは、返納届出書及び添付の駐車許可証により、返納の理由を確認し、受理するものとする。

第7 駐車許可申請等取扱簿

1 署長は、駐車許可申請、記載事項変更届出、再交付申請及び返納届に関する事項を暦年ごとに、駐車許可申請取扱簿（様式第5号）、駐車許可証記載事項変更取扱簿（様式第5号の2）、駐車許可証再交付取扱簿（様式第5号の3）及び駐車許可証返納取扱簿（様式第5号の4）にそれぞれ記載し、前記第6に係る申請書又は届出書及び添付書類とともに保管して、その経緯を明らかにしておかなければならない。

2 署長は、駐車許可証（再交付申請に伴う駐車許可証を含む。）を交付するときは、申請者から駐車許可申請取扱簿の受領欄に署名を徴するものとする。

第8 文書の保存

文書の保存は次のとおりとする。

文 書 名	保存期間
駐車許可申請書	3年
駐車許可証記載事項変更届	3年
駐車許可証再交付申請書	3年
駐車許可証返納届出書	3年
駐車許可申請不許可通知書	3年
駐車許可申請取扱簿	3年
駐車許可証記載事項変更取扱簿	3年
駐車許可証再交付取扱簿	3年
駐車許可証返納取扱簿	3年

第9 その他

1 道路実態、交通実態、路外駐車場等の把握

駐車許可の適正な審査を図るため、管内の道路実態、交通実態、路上駐車場、路外駐車場及び駐車禁止規制（貨物車限定解除規制等を含む。）がされていない道路を把握し資料化すること。

2 交通部交通規制課との連携

許可申請が次に掲げる場合に該当するときは、交通部交通規制課と連携を図り、事務の適正化及び斉一化を図ること。

- (1) 不許可処分を行う場合
- (2) 審査請求等紛議が予想される場合
- (3) 手続上の疑義がある場合又は特異なもの

別表第 1

添 付 書 類	
一 駐 車 行 為 に お け る 駐 車 許 可	<p>○ 申請に係る車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項の写し 原則、当該車両については、自動車検査証の使用者欄の氏名若しくは名称に当該申請者が記載されているものとするが、業務に関し関係法人等から提供を受けている車両、レンタカー等の場合は、申請者の当該車両が申請者の業務管理下にある自認書等を添付 なお、当該申請者が従業員等の私有車両等を借り上げて業務に使用する場合は、申請者が当該車両を借り上げている証明書を添付</p> <p>○ 当該申請に係る場所及び周辺の見取図 当該申請の駐車場所の周辺の建物又は施設の名称等が記載され、申請に係る車両の駐車位置が記載されたもの</p> <p>○ 当該車両に係る用務を疎明する書面 用務を疎明する書面は、訪問・集配計画書、契約書、資格証等の写し等の既存の書面で差し支えない。 ただし、訪問診療等に関する疎明資料として、医師の指示書や訪問先関係者の病名記載された書面については、個人情報保護の観点から、提出を求めないこと。 自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面により用務が疎明できる場合は、用務を疎明する書面を添付することは不要とする。</p> <p>※ 定期的に申請を行うもので、過去に許可を受けた申請と同内容の申請については、上記のもののうち、その内容に変更がある書類のみに限ること。</p>
包 括 駐 車 行 為 に お け る 駐 車 許 可	<p>○ 「一駐車行為における駐車許可」に同じ</p> <p>○ 駐車許可申請期間中、同一時間に同一場所に駐車することの説明書、業務計画書等 (例示的には、貨物の積み卸し用務、介護保険法に規定する介護用務、緊急検体の搬送用務、在宅酸素保守点検用務、税の徴収用務等の用務であることの説明書等。)</p> <p>※ 定期的に申請を行うもので、過去に許可を受けた申請と同内容の申請については、上記のもののうち、その内容に変更がある書類のみに限ること。</p>

別表第 2

申請種別	必 要 書 類
駐 車 許 可 証 記 載 事 項 変 更	<p>○ 駐車許可証記載事項変更届</p> <p>○ 車両変更の場合 変更後の車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項の写し</p>
駐 車 許 可 証 再 交 付 申 請	<p>○ 駐車許可証再交付申請書</p>
駐 車 許 可 証 返 納	<p>○ 駐車許可証返納届出書</p> <p>○ 現交付駐車許可証</p>

様式第1号

駐車許可証記載事項変更届

年 月 日

警察署長 殿

住所（所在地）	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

様式第2号

駐車許可証再交付申請書

年 月 日

警察署長 殿

住所（所在地）	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備 考	

様式第3号

駐 車 許 可 証 返 納 届 出 書

年 月 日

警察署長 様

申請者

住 所

(所在地)

氏 名

〔 名称及び
代表者氏名 〕

電 話

現 許 可 年 月 日	年 月 日
現 許 可 番 号	
現 許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

返納の理由

年 月 日

様

警 察 署 長

駐 車 許 可 申 請 不 許 可 通 知 書

年 月 日付で申請のありました駐車許可申請については、次の理由で不許可とします。

不許可の理由	
--------	--

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（広島県公安委員会に対して上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県公安委員会の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。）。

駐車許可申請取扱簿

年

番号	交付状況		申請方法 (受信日)	申請者 (法人・氏名)	受理 月日	許可 の 適否	許可期間	許可 月日	連絡状況等 (電子申請の場合のみ記入)	備考	受理 担当者
	月日	/									
	月日	/	書面 ・ 電子 (/)		/	適 ・ 否	自 ～ 至	/	・審査終了 (/) ・手続対象外 (/) ・補正 (/)		
	受領者										
	月日	/	書面 ・ 電子 (/)		/	適 ・ 否	自 ～ 至	/	・審査終了 (/) ・手続対象外 (/) ・補正 (/)		
	受領者										
	月日	/	書面 ・ 電子 (/)		/	適 ・ 否	自 ～ 至	/	・審査終了 (/) ・手続対象外 (/) ・補正 (/)		
	受領者										
	月日	/	書面 ・ 電子 (/)		/	適 ・ 否	自 ～ 至	/	・審査終了 (/) ・手続対象外 (/) ・補正 (/)		
	受領者										
	月日	/	書面 ・ 電子 (/)		/	適 ・ 否	自 ～ 至	/	・審査終了 (/) ・手続対象外 (/) ・補正 (/)		
	受領者										

注1 様式記載欄の不動文字は、○で囲むなどして使用し、記載内容に応じて変更して差し支えない。

注2 電子申請の受理月日は、申請データを到達した日を記入する。

注3 交付状況について電子申請の場合は、システムで交付可能となった日を記載すること。

駐車許可証記載事項変更取扱簿

年

番号	交付状況		申請方法 (受信日)	申請者 (法人・氏名)	受理 月日	変更事項	現許可 番号	連絡状況等 (電子申請の場合のみ記入)	記載事項 変更月日	備考	受理 担当者
	月日	/									
	月日	/	書面 ・ 電子 (/)		/	車両		<ul style="list-style-type: none"> ・審査終了 (/) ・手続対象外 (/) ・補正 (/) 	/		
	受領者										
	月日	/	書面 ・ 電子 (/)		/	車両		<ul style="list-style-type: none"> ・審査終了 (/) ・手続対象外 (/) ・補正 (/) 	/		
	受領者										
	月日	/	書面 ・ 電子 (/)		/	車両		<ul style="list-style-type: none"> ・審査終了 (/) ・手続対象外 (/) ・補正 (/) 	/		
	受領者										
	月日	/	書面 ・ 電子 (/)		/	車両		<ul style="list-style-type: none"> ・審査終了 (/) ・手続対象外 (/) ・補正 (/) 	/		
	受領者										
	月日	/	書面 ・ 電子 (/)		/	車両		<ul style="list-style-type: none"> ・審査終了 (/) ・手続対象外 (/) ・補正 (/) 	/		
	受領者										

注1 様式記載欄の不動文字は、○で囲むなどして使用し、記載内容に応じて変更して差し支えない。

注2 電子申請の受理月日は、申請データを到達した日を記入する。

注3 交付状況について電子申請の場合は、システムで交付可能となった日を記載すること。

駐車許可証再交付取扱簿

年

番号	交付状況		申請方法 (受信日)	申請者 (法人・氏名)	受理 月日	現許可 期間	現許可 番号	連絡状況等 (電子申請の場合のみ記入)	再交付 月日	備考	受理 担当者
	月日	/									
	月日	/	書面 ・ 電子 (/)		/	自 ~ 至		・審査終了 (/) ・手続対象外 (/) ・補正 (/)	/		
	受領者										
	月日	/	書面 ・ 電子 (/)		/	自 ~ 至		・審査終了 (/) ・手続対象外 (/) ・補正 (/)	/		
	受領者										
	月日	/	書面 ・ 電子 (/)		/	自 ~ 至		・審査終了 (/) ・手続対象外 (/) ・補正 (/)	/		
	受領者										
	月日	/	書面 ・ 電子 (/)		/	自 ~ 至		・審査終了 (/) ・手続対象外 (/) ・補正 (/)	/		
	受領者										
	月日	/	書面 ・ 電子 (/)		/	自 ~ 至		・審査終了 (/) ・手続対象外 (/) ・補正 (/)	/		
	受領者										

注1 様式記載欄の不動文字は、○で囲むなどして使用し、記載内容に応じて変更して差し支えない。
 注2 電子申請の受理月日は、申請データを到達した日を記入する。
 注3 交付状況について電子申請の場合は、システムで交付可能となった日を記載すること。

駐車許可証返納取扱簿

年

番号	申請者 (法人・氏名)	受理 月日	現許可 番号	返納理由	備考	受理 担当者
		/				
		/				
		/				
		/				
		/				